省　令

○財務省令第四十四号

財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）を実施するため、財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月二十一日　　財務大臣　麻生　太郎

財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則等の一部を改正する省令

（財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の一部改正）

第一条　財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則（昭和四十九年大蔵省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項中「（以下「補償金」という。）」を削る。

別紙第二号書式（甲）及び別紙第二号書式（乙）中４（２）を次のように改め、同書式中「元利金又は」を「元利金、４⑵②に規定する加算金又は」に改める。

⑵①　「法人等名」は、この借入金を用途以外のものに使用したときその他財務大臣が繰上償還をさせる必要があると認めたときには、この借入金の全部又は一部について、財務大臣から繰上償還を命ぜられても異存ないものとする。

②　①の定めにより繰上償還が行われる場合において、「法人等名」は財務大臣から加算金（貸付けの日の翌日から支払いの日までの期間に応じ、当該償還すべき額（「法人等名」が、その一部を償還した場合における当該償還の日の翌日以降の期間については、その額から既に償還した額を控除した額）に対し、繰上償還時点において財務大臣が一般金融市場における金利を勘案して定める率から当該償還すべき額の利率を控除した率を乗じて得た金額）を求められても異存ないものとする。

別紙第四号書式中３（２）を次のように改め、同書式中「元利金又は」を「元利金、３⑵②に規定する加算金又は」に改め、同書式備考５中「補償金制度」を「補償金制度及び加算金制度」に、「⑶」を「⑵②及び⑶」に改める。

⑵①　「法人等名」は、この借入金を用途以外のものに使用したときその他財務大臣が繰上償還をさせる必要があると認めたときには、この借入金の全部又は一部について、財務大臣から繰上償還を命ぜられても異存ないものとする。

②　①の定めにより繰上償還が行われる場合において、「法人等名」は財務大臣から加算金（貸付けの日の翌日から支払いの日までの期間に応じ、当該償還すべき額（「法人等名」が、その一部を償還した場合における当該償還の日の翌日以降の期間については、その額から既に償還した額を控除した額）に対し、繰上償還時点において財務大臣が一般金融市場における金利を勘案して定める率から当該償還すべき額の利率を控除した率を乗じて得た金額）を求められても異存ないものとする。

別紙第十五号書式（裏面）特約条項第４条第２項中「償還金額及び」を削り、同条に次の一項を加える。

３　第１項の定めにより繰上償還が行われる場合において、乙は甲から加算金（貸付けの日の翌日から支払いの日までの期間に応じ、当該償還すべき額（乙が、その一部を償還した場合における当該償還の日の翌日以降の期間については、その額から既に償還した額を控除した額）に対し、繰上償還時点において財務大臣が一般金融市場における金利を勘案して定める率から当該償還すべき額の利率を控除した率を乗じて得た金額）を求められても異存ないものとする。

別紙第十五号書式（裏面）特約条項第８条中「利子」を「利子若しくは加算金」に改め、同書式特約条項第九条第二項中「利子又は」を「利子、加算金又は」に改める。

別紙第十八号書式（甲）（裏面）特約条項第４条第２項中「償還金額及び」を削り、同条に次の一項を加え、同書式特約条項第６条中「若しくは補償金」を「、補償金若しくは加算金」に改め、同書式特約条項第七条第一項中「補償金」を「補償金、加算金」に改め、同書式特約条項第七条第二項中「又は補償金」を「、補償金又は加算金」に改める。

３　第１項の定めにより繰上償還が行われる場合において、乙は甲から加算金（貸付けの日の翌日から支払いの日までの期間に応じ、当該償還すべき額（乙が、その一部を償還した場合における当該償還の日の翌日以降の期間については、その額から既に償還した額を控除した額）に対し、繰上償還時点において財務大臣が一般金融市場における金利を勘案して定める率から当該償還すべき額の利率を控除した率を乗じて得た金額）を求められても異存ないものとする。

別紙第十八号書式（乙）（裏面）特約条項第４条第２項中「償還金額及び」を削り、同条に次の一項を加え、同書式特約条項第６条中「若しくは補償金」を「、補償金若しくは加算金」に改め、同書式特約条項第七条第一項中「補償金」を「補償金、加算金」に改め、同書式特約条項第七条第二項中「又は補償金」を「、補償金又は加算金」に改める。

３　第１項の定めにより繰上償還が行われる場合において、乙は甲から加算金（貸付けの日の翌日から支払いの日までの期間に応じ、当該償還すべき額（乙が、その一部を償還した場合における当該償還の日の翌日以降の期間については、その額から既に償還した額を控除した額）に対し、繰上償還時点において財務大臣が一般金融市場における金利を勘案して定める率から当該償還すべき額の利率を控除した率を乗じて得た金額）を求められても異存ないものとする。

（歳入徴収官規程の一部改正）

第二条　歳入徴収官規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）の一部を次のように改正する。

別紙第４号の８書式、別紙第４号の９書式を次のように改める。